

川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 26 日

川西市長 越田 謙治郎

川西市条例第 6 号

川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例（平成 25 年川西市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条を第 19 条とし、第 15 条の次に次の 3 条を加える。

（管理）

第 16 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、アステ市民プラザの管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下に同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により、アステ市民プラザの管理を指定管理者に行わせる場合における当該指定管理者の指定の手續その他当該アステ市民プラザの指定管理者による管理に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、川西市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年川西市条例第 7 号）の規定によるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 17 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 4 条に規定する事業に関すること。
- (2) 第 5 条に規定する使用の許可に関すること。
- (3) 第 6 条に規定する使用の制限に関すること。
- (4) 第 7 条に規定する使用料の徴収及び減免に関すること。
- (5) 第 8 条に規定する使用料の還付に関すること。
- (6) 第 10 条に規定する使用許可の取消し等に関すること。
- (7) 第 11 条に規定する特別の設備等の承認に関すること。
- (8) 第 14 条に規定する入館の制限に関すること。
- (9) 第 15 条に規定する立入調査に関すること。

(10) アステ市民プラザ及びその付属設備の維持管理に関すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務に関すること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第18条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定に従い、アステ市民プラザの管理を行わなければならない。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。